

基盤地図情報整備・利活用のための支援方策の検討作業

実施期間	平成 19 年度
企画部地理空間情報企画室	岡庭 直久 菅 富美男 須崎 哲典
企画部電子国土調整官	坂部 真一

1. はじめに

国土地理院は、平成 19 年 8 月 29 日に施行された地理空間情報活用推進基本法に基づき、基盤地図情報の整備を平成 19 年度から進めている。本検討作業は、基盤地図情報の整備及び利活用の促進を図るために、基盤地図情報の整備主体である国・地方公共団体、作業機関である事業者に対する基盤地図情報の整備・利活用に関する国土地理院との連携方策や支援方策及び情報提供のための方策等のあり方とその具体的な実施内容について検討を行ったものである。

2. 検討内容

本検討作業においては以下の項目について検討を行った。

- ①基盤地図情報整備・利活用のための支援方策の検討
- ②基盤地図情報サイトの検討及び運営
- ③支援方策の具体的な検討
- ④基盤地図情報整備における公共施設（道路・河川）管理者との連携方策の検討

3. 得られた成果

本検討作業において得られた成果は、以下の通りである。

3. 1 基盤地図情報整備・利活用のための支援方策の検討

基盤地図情報整備・利活用における国土地理院を含む国、地方公共団体等の現状と課題を整理し、その課題を解決するための支援方策として、体制、制度、技術支援、人材育成、普及方策の五つに分類し、検討を行った。

①体制

(a) 基盤地図情報整備・利用に係るヘルプデスクの設置

基盤地図情報整備の円滑化と提出される地理空間情報の品質向上、基盤地図情報利用の普及を図るために、国や地方公共団体が基盤地図情報を含む地理空間情報を作成する際の作業方法等や、基盤地図情報を利用する際の技術的な質問等に対応する窓口を、国土地理院に設置する。

(b) 基盤地図情報整備更新に関する連携調整支援

国土交通行政の地理空間情報の整備に関しては、道路、河川、都市計画等、対象とする社会基盤の種類によって担当部局が分かれている。また、国と地方公共団体との関係においても、管理対象となる道路や河川が相互にネットワークとして関連しているが、それらの地理空間情報の形式等が異なっている。このため、国と地方公共団体及び国土地理院が相互に連携し、社会基盤の対象ごとに基盤地図情報を共通化するなどの各種調整を行う。

(c) 担当者向けのニュースレターの定期的な配信

国土地理院と公共測量の計画機関である国や地方公共団体の担当者との連絡体制、協力体制の維持が、職員の異動によって大きく影響を受けないようにするため、基盤地図情報に関するニュースレターを定期的に配信することで、人的な関係を継続的に確立する。

(d) 都道府県・市町村連携のモデル事業（実証実験）を通じた普及支援

都道府県が推進する統合型 GIS の導入普及と合わせて、都道府県と市町村連携による基盤地図情報整備モデル事業（実証実験）を企画提案し、このモデル事業を通して都道府県と市町村の基盤地図情報の整備・更新・利活用促進を支援する。

②制度

(a) 作業規程の整備、作業マニュアルの整備

基盤地図情報の円滑な整備を目的とした公共測量作業規程準則の改正への対応や、基盤地図情報の基準に整合する測量成果の作成を円滑かつ効率的に行えるようにするための作業マニュアルを整備する。

(b) 基盤地図情報整備計画策定のためのガイドライン作成

地方公共団体等の整備主体が基盤地図情報の整備、更新その他の必要な施策を講ずるためには、基盤地図情報整備計画を策定し、関係者合意の下、組織的、計画的に取り組むことが重要である。

そのため、基盤地図情報整備計画策定のためのガイドラインを作成し、都道府県レベル等の基盤地図情報整備計画策定を支援する。整備計画には、達成目標、達成時期、推進体制、各主体の役割などを盛り込むものとする。

(c) 基盤地図情報更新ガイドラインの作成

基盤地図情報の更新は、道路、河川、その他の構造物など社会資本の整備事業等に伴い、随時的確に行われる必要がある。このためには、国や地方公共団体の基盤地図情報の更新に要するコストを可能な限り縮減するとともに、できる限り短いサイクルでの更新が必要である。

しかし、コスト縮減と更新サイクルの短縮はトレードオフの関係にあるため、どのようなタイミングで、どのような方法で基盤地図情報を更新するか、基盤地図情報の整備主体に対し、ガイドラインを策定して明確に示す必要がある。

③技術支援

(a) 電子国土からの基盤地図情報提供機能の充実

整備された基盤地図情報を、国、地方公共団体等がそれぞれの保有する GIS で容易に利用できるようにするため、電子国土から基盤地図情報を提供するなどの必要な機能の充実にを図る。

④人材育成

(a) 基盤地図情報に関する基礎教育支援

基盤地図情報の整備に関する、国や地方公共団体担当者に対する基礎教育支援（セミナー、テキスト等）を実施することで、基盤地図情報整備及び利活用の推進を支援する。

⑤普及方策

(a) 基盤地図情報及び関連情報の Web サイトによる提供（基盤地図情報サイト）

地理空間情報活用推進基本法や基盤地図情報整備に関する事項や、基盤地図情報整備の推進状況等、基盤地図情報整備および利活用に関する情報提供サイト（基盤地図情報サイト）を設置する。

(b) 公共測量成果の提出の確認

公共測量の成果は、測量法に基づき国土地理院に提出することとなっているため、基盤地図情報サイトに、基盤地図情報の整備計画を掲載するとともに、計画機関に対して、公共測量成果の提出をしてい

るかどうかを確認してもらうことを案内する。

(c) 統合型 GIS の「共用空間データ」による基盤地図情報整備の情報提供

統合型 GIS の「共用空間データ」を基盤地図情報として利用できるようにするための技術的支援や、今後整備する地理空間情報についても基盤地図情報に最大限活用できるよう、都道府県等が作成する製品仕様書に盛り込むべき事項について情報提供を行う。

(d) テキスト、問い合わせ等の情報発信

基盤地図情報サイトを通して、基盤地図情報の整備主体に対する基盤地図情報整備・利活用のためのテキスト（人材育成のための教材）や問い合わせ情報を提供する。

3. 2 基盤地図情報サイトの検討及び運営

基盤地図情報整備・利活用のための支援方策の一つである基盤地図情報サイトの構築の検討を行い、基盤地図情報サイトを平成 20 年 2 月に開設した。

基盤地図情報サイトの構築の目的は、国・地方公共団体及び事業者に対し、

- ①地理空間情報活用推進基本法の主旨を理解してもらうこと
- ②基盤地図情報整備について理解してもらうこと
- ③関係主体の潜在的な不安を解消する（問い合わせ対応）こと
- ④基盤地図情報整備の推進状況を随時公表し、遅れている自治体の参加を促すこと

であり、また、サイトの構築に当たっては以下の項目についての検討を行い作成した。

- ①基盤地図情報のロゴマーク、ヘッダー
- ②基盤地図情報サイトの構成・内容
- ③サイトのデザイン
- ④FAQ 等

また、基盤地図情報サイトでは、基盤地図情報に関する新たな情報（説明会、整備状況等）を随時更新し、また、問い合わせ窓口に寄せられた質問・意見等に付いての対応を行うこととした。

3. 3 支援方策の具体的な検討

- ①基盤地図情報等について、意見交換会、問い合わせ等で出された質問、意見及び回答等をまとめた。
- ②一目で分かる基盤地図情報の説明資料パンフレットの検討を行い、原案を作成した。

パンフレットの原案は、国・地方公共団体の担当者、並びに道路、河川等の公共施設管理者に配布し、各団体担当者の課長、部長等や関係部署にも理解いただけるように基本的事項を簡潔に表現した。また、基盤地図情報の詳細については、説明会資料やポータルサイトを見てもらうこととし、パンフレットとの内容の差別化を図った。パンフレットは、短時間で必要な情報を分かりやすく伝達し、かつ限られたスペースの中で最大の効果が得られるように、コンテンツの取捨選択を行い、作成した。

3. 4 基盤地図情報整備における公共施設（道路・河川）管理者との連携方策の検討

基盤地図情報整備における公共施設（道路・河川）管理者との連携方策として、基盤地図情報項目毎の既存情報の収集方法やその現状を以下のとおり整理した。

- ①道路に関する基盤地図情報項目である「公共施設の境界線（道路区域界）」及び「道路縁」に関しては、各道路を管理する主体がそれぞれの管理区間を対象に台帳及び附図を整備しており、基盤地図情報の整備にあたってはそれらの管理主体との連携が必要。

②河川に関する基盤地図情報項目である「公共施設の境界線(河川区域界)」、「河川堤防の表法肩の法線」及び「水涯線」については、それぞれの河川を管理する主体がそれぞれの管理区間を対象に台帳及び附図を整備しており、基盤地図情報の整備にあたってはそれらの管理主体との連携が必要。

③基盤地図情報更新の参考となる既存情報として、道路工事及び河川工事の完成図(平面図)の所在を整理した。

④道路台帳図及び河川台帳図における基盤地図情報項目箇所については、具体的に図に示した。

4. まとめ

この検討作業においては、基盤地図情報の整備・利活用を推進していくために、

①国、都道府県、市町村等へ行う支援方策を検討し、既往資料や意見交換会での発言等から、各主体の現状の課題を分析の上、体制の整備、基盤地図情報整備のための制度、技術支援、人材育成、普及方策に関する支援方策をまとめた。

②基盤地図情報のFAQおよびパンフレット(原稿)の作成を行った。また、基盤地図情報サイトを構築し、掲載情報の更新作業等を行った。

③基盤地図情報整備における公共施設(道路・河川)管理者との連携方策の検討は、基盤地図情報整備における公共施設(道路・河川)管理者との連携方策として、基盤地図情報項目毎の既存情報の収集方法やその現状を整理した。また、既存情報は、国、都道府県、市町村で管理する道路台帳、河川現況台帳や基盤地図情報更新の参考となる資料として、道路及び河川工事の工事完成図の所在、管理状況を整理した。

この検討作業によって得られた支援方策を具体化し、国、都道府県、市町村及び民間事業者が基盤地図情報を整備し、利活用が促進できよう支援をする必要がある。